

振込明細の通知に伴う業者メールアドレス登録申請に係るFAQ

NO	質問事項	回答
1	登録対象事業者	登録対象事業者は、支払方法が口座振替の事業者です。口座振替以外で振込む事業者については、対象としておりません。
2	振込明細の紙ベースでの配付	本市ではペーパーレス化を推進しており、原則不可とします。令和6年9月中旬以降は、現在紙ベースで配付している事業者につきましても、メールでの配付とさせていただきます。
3	登録後の変更・廃止	登録と同じ申請書、「事業者メールアドレス登録申請書」をご使用ください。その際は、異動日と理由（●●のため廃止。●●のため変更。など）をご記入ください。なお、当様式は、申請日が令和7年5月31日（土）まで使用可能です。
4	登録処理所要時間	申請書の到着から、概ね1週間以内を目途に登録完了のメールを送信する予定です。
5	登録不要の場合	登録申請書の提出は不要です。但し、お手数をお掛けしますが、会計室出納担当へ、その旨をお知らせください。
6	振込明細の通知	振込明細には、請求書ごとの担当室課、金額及び摘要等を記載しています。支払日の前夜に、暗号化されたPDFファイルをメールで送信します。解凍パスワードは、登録完了時の返信によるお知らせと合わせて配付します。
7	複数の所管から同じ案内が届いた	本件は、主に各事業者と実際に取引をしている所管を通して案内しています。登録申請や登録不要の御連絡をいただいた後も、同案内が届く場合がありますので、御了承願います。